

令和 3 年 3 月 2 6 日
教委告示第 1 0 号

(設置)

第 1 条 本市における生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたあま市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、あま市生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 生涯学習推進のための基本方針及び計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種組織、団体の代表者
- (3) 関係機関代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、この要綱の施行の日から計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初に開催される会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。